

# 設 計 書

区 分	産 企 委
委 託 番 号	第 4 号

課 長		参 事		課 長 補 佐		担 当		設計担当者 産業企画課 総務企画担当
-----	--	-----	--	---------	--	-----	--	-----------------------

年 度	令和 8 年度		作成年月日	令和 8 年 4 月 15 日
件 名	秋田新都市産業団地(大杉沢)管理業務委託		(概要)  除草工            6,900 m <sup>2</sup> 清掃工            6.9 千m <sup>2</sup>	
履 行 場 所	秋田市御所野下堤			
設 計 金 額	¥                    一			
財 源 区 分	国補 ・ (県補) ・ 市単			
履 行 期 間	契約締結日の翌日から令和8年10月30日まで			

## 設 計 内 記 書

名 称	品 種	形 状 寸 法	数 量	单 位	单 価(円)	金 額 (円)	摘 要
業務委託費							
除草工			1	式			
除草			6,900	㎡			(単価-1号)
集草			6,900	㎡			(単価-2号)
積込運搬			6,900	㎡			(単価-3号)
処分			1.9	t			(単価-4号)
清掃工			1	式			
散在塵芥処理			6.9	千㎡			(単価-5号)
応急工			1	式			
応急作業			1	式			(除草工+清掃工) ×10% 以内
直接工事費(業務委託費) 計			1	式			
諸経費(共通仮設費、現場管理費、一般管理費等)			1	式			
工事価格(業務委託価格)			1	式			
消費税相当額			1	式			10%
業務委託費 計			1	式			











### 面積積算表

番号	種別	面積計算(m <sup>2</sup> )	除草面積(m <sup>2</sup> )	回数	除草面積(m <sup>2</sup> )	備考
1	秋田新都市産業団地 (大杉沢地区)		6,900	1	6,900	
	小計				6,900	
	計				6,900	

## 【仕 様 書】

### 1 名 称

秋田新都市産業団地(大杉沢)管理業務委託

### 2 目 的

秋田新都市産業団地(大杉沢)内の未分譲地等に繁茂している雑草等を除草し、良好な景観の保持と安全で快適な工業団地の環境を確保することを目的とする。

### 3 実施箇所

秋田市御所野下堤（別紙図面のとおり）

### 4 実施時期

契約締結日の翌日から令和8年10月30日まで

### 5 業務内容

(1) 刈り取った後の草類は集積して乾燥させ、重量を軽くしてから処分場へ運搬処理することを基本とする。

清掃工は、除草作業範囲の周辺に投棄されている木片、空き缶等を対象とする。

(2) 運搬処理した場合は、処分の証として、受入証明書等の写しを提出するものとする。

(3) 除草作業については、集草・積込・運搬を含む。

(4) 周囲の道路上に散乱した草等は、きれいに清掃除去すること。

(5) 工作物や立木周りを除草する際は、傷をつけないよう配慮して作業すること。

(6) 業務着手前にその目的を遂行するために必要な手順工程について書面で提出すること。

(7) 作業の日程等は、事前に担当課と協議すること。

### 6 業務完了報告

本業務の全ての業務完了の後に、作業状況および完了の確認ができる写真を添付のうえ、業務完了報告書を提出すること。

### 7 業務委託料の支払

(1) 業務委託料の支払は、検査に合格し、当該契約金額の請求のあった日から30日以内に行うものとする。

(2) 業務一部完了報告書の提出があった場合は、その作業状況および一部完了を確認した後、請求に基づいて部分払いすることができるものとする。

(3) 秋田市の責に帰すべき事由により業務委託料の支払が遅れたときは、当該未払額につきその遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定した率で計算して得た額の遅延利息を支払うものとする。

### 8 その他

(1) 作業地周辺の通行人の安全確保には十分留意すること。

(2) 除草の際、石や砂利等が飛散する場合がありますので、注意して作業を行うこと。

(3) 業務は、関係法令、条例および指導に基づき実施すること。

(4) 労働者派遣事業と請負により行われる事業との区分に関する基準を定める告示（労働省告示第37号）第2条第2号を遵守すること。

(5) その他業務実施にあたり必要な事項は、担当課の指示に従うこと。

作業年度	作業種別	基礎式番号	測量計画地積	測量内容地積
平成20年度	区画(法面・法面)求積図	1-3系	測量計画地積(測量内容地積)	測量内容地積

$\Sigma A = ① + ② + ③ + ④ = 6,880\text{m}^2$  (計算値)

除草A1= 6,900m<sup>2</sup> (積算値)

除草処分W1= 6,880 × 2.75t/10,000,2 (参考値)

= 1.892

= 1.90t (10kg単位(10kg未満切り上げ))

= 1.90t (積算値)

散在塵芥処理A2= 6,900m<sup>2</sup>

= 6.9千m<sup>2</sup> (積算値)

土木工事標準積算基準書の数値基準より

積算値について

計算値100,000m<sup>2</sup>以上は1,000m<sup>2</sup>単位

計算値100,000m<sup>2</sup>未満は 100m<sup>2</sup>単位

※上記は四捨五入の数値

③ L= 92.0 + 91.0 + 52.0 = 235.0m

A= 235.0 × 幅10.0m = 2,350m<sup>2</sup>

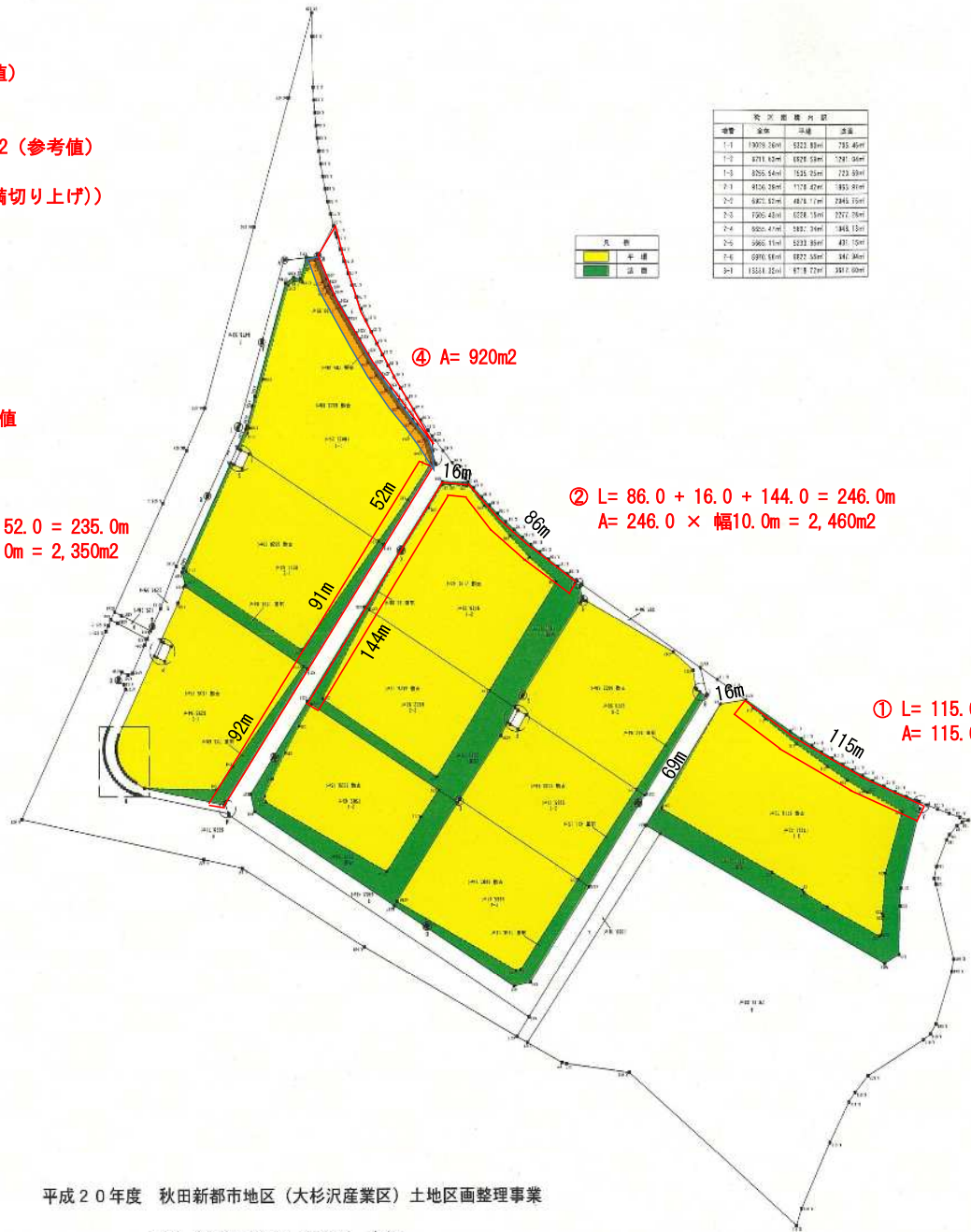
④ A= 920m<sup>2</sup>

② L= 86.0 + 16.0 + 144.0 = 246.0m

A= 246.0 × 幅10.0m = 2,460m<sup>2</sup>

① L= 115.0m

A= 115.0 × 幅10.0m = 1,150m<sup>2</sup>



地積	面積	法積	法積
1-1	1009.26m <sup>2</sup>	522.89m <sup>2</sup>	735.45m <sup>2</sup>
1-2	871.82m <sup>2</sup>	628.58m <sup>2</sup>	721.56m <sup>2</sup>
1-3	825.64m <sup>2</sup>	534.25m <sup>2</sup>	723.88m <sup>2</sup>
2-1	815.28m <sup>2</sup>	778.42m <sup>2</sup>	883.81m <sup>2</sup>
2-2	682.52m <sup>2</sup>	487.17m <sup>2</sup>	284.53m <sup>2</sup>
2-3	795.43m <sup>2</sup>	628.15m <sup>2</sup>	227.28m <sup>2</sup>
2-4	882.47m <sup>2</sup>	582.24m <sup>2</sup>	848.13m <sup>2</sup>
2-5	885.11m <sup>2</sup>	523.89m <sup>2</sup>	47.25m <sup>2</sup>
2-6	891.88m <sup>2</sup>	822.56m <sup>2</sup>	84.38m <sup>2</sup>
3-1	1511.22m <sup>2</sup>	878.72m <sup>2</sup>	387.60m <sup>2</sup>

平成20年度 秋田新都市地区(大杉沢産業区)土地区画整理事業

画地(平場・法面)求積図 全体

所在 秋田市御所野下堤四丁目地内 縮尺1:1000